

○「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）の一部改正について

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）新旧対照表

制定 平成 9年 9月19日付 自技第193号
最終改正 平成29年7月3日付 国自技第48号

改正	現行
「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）	「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）
第2 用語 （略） （1）～（4） （略） （5）「継続緩和の認定」とは、保安基準第55条第2項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても <u>引き続いて使用しようとする場合における基準緩和の認定の申請に対して認定を行うことをいう。</u>	第2 用語 （略） （1）～（4） （略） （5）「継続緩和の認定」とは、保安基準第55条第2項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても <u>引き続いて行う基準緩和の認定をいう。</u>
（6）～（11） （略） （12）「自動車製作者等」とは、自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とする者をいう。	（6）～（11） （略） （12）「自動車製作者等」とは、自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とする <u>もの</u> をいう。
（13）～（19） （略） （20）「バン型等セミトレーラ」とは、細目告示第7条の2、第85条の2及び第163条の2に定めるセミトレーラ（いわゆるバン型、幌枠型、タンク型、コンテナ型、自動車運搬用、あおり型、スタンション型及び船底型のセミトレーラ）をいう。	（13）～（19） （略） （20）「バン型等セミトレーラ」とは、細目告示第7条の2、第85条の2及び第163条の2に定めるセミトレーラ（いわゆるバン型、幌枠型、タンク型、コンテナ型、自動車運搬用、あおり型、スタンション型及び船底型のセミトレーラ）をいう。
（21） （略） （22）「処分等要領」とは、「 <u>基準緩和自動車の行政処分等要領について</u> 」（平成29年 月 日国自技第 号）をいう。	（21） （略） （新設）
（23）「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」とは、「 <u>共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）</u> 」（平成28年6月30日国自審第535号）別添の共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領をいう。	（新設）

第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車

(略)

- (1) 長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）
(2) 分割可能な貨物を保安基準第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラ

(3) (略)

(4) 保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて被けん引自動車をけん引することができる構造を有するけん引自動車

- (5) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ45フィートコンテナ、40フィートコンテナ及び20フィートコンテナであって最大積載量が30.48トンであるもの（以下「45フィートコンテナ等」という。）をいう。）を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有するセミトレーラ
(6) 最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）

(7)・(8) (略)

(9) 路線を定めて定期的に運行する連節バス

(10) (略)

(11) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等又は高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が路線全体の2分の1以下で、かつ当該道路を60キロメートル毎時以下で運行する自動車

(12)・(13) (略)

第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車

(略)

- (1) 長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、単に「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）
(2) 分割可能な貨物を保安基準第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。

(3) (略)

(4) 第1号、第2号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車（第2号及び前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車にあっては、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるものに限る。）

- (5) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ45フィートコンテナ、40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナであって最大積載量が30.48トンであるもの（以下「45フィートコンテナ等」という。）をいう。）を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有するセミトレーラ

(6) 最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）

(7)・(8) (略)

(9) 路線を定めて定期的に運行する連節バスであって、長さが18メートル以下のもの

(10) (略)

(11) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。）又は高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が路線全体の2分の1以下で、かつ当該道路を60キロメートル毎時以下で運行する自動車

(12)・(13) (略)

(14) 誘導車として緑色の点滅する灯火を備えることが安全確保上、必要な自動車であって、第20第1項の要件を満たすもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。）

(15) 幅が3メートル以上の被けん引自動車又は連結時全長が16.5メートルを超える被けん引自動車をけん引するけん引自動車であって、当該被けん引自動車をけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に2個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下とする。）を備えるもの

(16)～(18) (略)

(削除)

(19)

(20)

(21)

(22) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、保安基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車

注 第1号は、45フィートコンテナ等を輸送する被けん引自動車は含まない。

第5 申請書及び添付書類

1～4 (略)

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

第6 審査

1 (略)

(1) 当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

6 第3第2号、第3号、第4号又は第9号に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しく

(14) 第1号及び第20号の自動車を誘導車として緑色の点滅する灯火を備えるものであって、第20第1項の要件を満たすもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。）

(15) 幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであつて、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に2個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下とする。）を備えるもの

(16)～(18) (略)

(19) 外装基準の適用を受ける日本の伝統的な装飾を施した霊柩自動車（宮型霊柩自動車）であつて貨物自動車運送事業用自動車として登録されるもの

(20)

(21)

(22)

(23) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車

注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。

第5 申請書及び添付書類

1～4 (略)

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等（陸運部、陸運事務所及び自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

第6 審査

1 (略)

(1) 当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

6 第3第2号に規定するバン型等セミトレーラ又は第3第4号括弧書きに規定するけん引自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管

は双方の意見を聴取するものとする。ただし、第9号に規定する自動車にあっては、地方公共交通会議等により、道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

(削除)

(削除)

第7 条件、期限及び制限の付与

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。

(1) (略)

(2) 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ 同表中「長さ(001)」については19を、「最小回転半径(008)」については、2

2～4 (略)

5、地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第19号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。

(1) 保安基準第12条及び第13条に規定する条項を認定する必要がある場合には、運行速度(25キロメートル毎時を上限)及び運行期間中のけん引自動車との連結状態

(2)～(5) (略)

6 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第20号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。

7 第3第3号に規定するバン型等セミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。

8 第3第9号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に替えることができる。

第7 条件、期限及び制限の付与

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。

(1) (略)

(2) 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ 同表中「長さ(001)」については19を、「最小回転半径(008)」については、2を付与する。

2～4 (略)

5 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第20号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。

(1) 保安基準第12条及び第13条に規定する条項を認定する必要がある場合には、運行速度(25キロメートル毎時を上限)及び運行期間中のけん引車との連結状態

(2)～(5) (略)

6 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

第8 基準緩和の認定等

1～3 (略)

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19又は第20の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合並びに別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が55点以上の場合は、保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 継続緩和の認定

1・2 (略)

3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあつては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る物品の輸送について、次の①から③に掲げるそれぞれの申請に応じて定める期間に都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知が無いこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知が無いこと。

①第4項又は第5項第1号に基づく申請 申請直前の2か年間

②第5項第2号に基づく申請であつて、③に掲げる申請以外の申請 申請直前の3か年間

③第5項第2号に基づく申請であつて、連続した2回目以降の申請 申請直前の4か年間

第8 基準緩和の認定等

1～3 (略)

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19又は第20の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 継続緩和の認定

1・2 (略)

3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあつては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の2か年間における物品の輸送について、都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知が無いこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知が無いこと。

(新設)

(新設)

(新設)

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

5 継続緩和の認定を受けようとする自動車が基準緩和の認定に付された期限内に第21第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、緩和の期限を次の各号のとおりとする。

（1）初回継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して3年を経過した日までを最長として、当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して2年を経過した日までの期限を付す。

（2）前号の認定を受けた自動車の継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して4年を経過した日までを最長として、当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して3年を経過した日までの期限を付す。

（3）前2号により処理された自動車が第21第1項に基づく行政処分等を受けた場合又は安全性優良事業所認定が失効又は返納した場合は、次の継続緩和の認定は、前項の規定により期限を付す。

6 地方運輸局長は、前2項の審査において、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することが

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19又は第20」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

できる。

7 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19又は第20」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 (略)

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車(以下「新型自動車等」という。)の車両総重量の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して(基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあつては、当該上限値又は下限値を限度とする。)認定することができる(軸重等の取扱いもこれに準じる。)

(1)・(2) (略)

(3) その構造又は使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる除雪等に使用される自動車

2 前項第1号及び第2号の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者に限り行うことができる。

3～6 (略)

7 (略)

(1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」又は共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領中「附則1 共通構造部の同一型式の範囲第2」で定める同一型式の範囲内にあること。

(2)・(3) (略)

8 (略)

(1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」

5 (略)

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、第4第1項の規定にかかわらず、使用者以外のものが申請した自動車に対し、基準緩和の認定を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車(以下「新型自動車等」という。)の車両総重量の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して(基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあつては、当該上限値又は下限値を限度とする。)認定することができる(軸重等の取扱いもこれに準じる。)

(1)・(2) (略)

(新設)

2 前項の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者に限り行うことができる。

3～6 (略)

7 (略)

(1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」で定める同一型式の範囲内にあること。

(2)・(3) (略)

8 (略)

(1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」

又は共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領中「<u>附則 1 共通構造部の同一型式の範囲第 2</u>」で定める同一型式の範囲内にあること。	
(2) (略)	(2) (略)
9 第 1 項第 3 号に規定する自動車について、<u>使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより基準緩和の認定を行うことができる。</u>	(新設)
第 1 1 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの特例 1 (略) (1) <u>保安基準</u>の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 (2) ～ (5) (略) 2・3 (略)	第 1 1 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの特例 1 (略) (1) <u>基準</u>の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 (2) ～ (5) (略) 2・3 (略)
第 1 2 長尺貨物を輸送するバン型等セミトレーラの特例 1 (略) (1) <u>保安基準</u>の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 (2) ～ (6) (略) 2 前項に関し、<u>バン型等セミトレーラ</u>の構造については、細目告示第 7 条の 2、同第 8 5 条の 2 及び同第 1 6 3 条の 2 に定める基準を準用し審査するものとする。 3 (略)	第 1 2 長尺貨物を輸送するバン型等セミトレーラの特例 1 (略) (1) <u>基準</u>の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 (2) ～ (6) (略) 2 前項に関し、<u>バン型等</u>の構造については、細目告示第 7 条の 2、同第 8 5 条の 2 及び同第 1 6 3 条の 2 に定める基準を準用し審査するものとする。 3 (略)
第 1 3 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの特例 1 (略) (1) 4 5 フィートコンテナ等を輸送することにより<u>保安基準</u>の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 (2) ～ (5) (略) 2 (略)	第 1 3 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの特例 1 (略) (1) 4 5 フィートコンテナ等を輸送することにより<u>基準</u>の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項 (2) ～ (5) (略) 2 (略)
第 1 7 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例	第 1 7 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例
1 地方運輸局長は、第 3 第 1 8 号に規定する自動車であって、保安基準第 2 条（長さ及び幅）、同第 4 条（車両総重量）、同第 4 条及び第 4 条の 2（軸重等）	1 地方運輸局長は、第 3 第 1 8 号に規定する自動車であって、保安基準第 2 条（長さ及び幅）、同第 4 条（車両総重量）、同第 4 条及び第 4 条の 2（軸重等）

又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) 保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(2) ～ (5) (略)

2・3 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1 第3第19号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

2 前項の自動車にあっては、幅が3メートル以上の被けん引自動車又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限り、車体の上部等の周囲から見やすい位置に4個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下の緑色の点滅する灯火を備える車両として申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

3・4 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第20号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。

2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書その他、次の第4号及び第6号を添付すればよいものとする。

(1) ～ (6) (略)

又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) 基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(2) ～ (5) (略)

2・3 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1 第3第20号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

2 前項の自動車にあっては、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限り、車体の上部等の周囲から見やすい位置に4個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下の緑色の点滅する灯火を備える車両として申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

3・4 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。

2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書その他、次の4号及び6号を添付すればよいものとする。

(1) ～ (6) (略)

3 第1項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第5号及び第8号を添付すればよいものとする。

(1)～(8) (略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第14号の申請できる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

(1) 次に掲げる誘導車であって、次のイからトのいずれかに該当するもの。

イ 道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車（以下「誘導される自動車」という。）の使用人と同一の者が使用する誘導車

ロ・ハ (略)

ニ 物品の輸送に関し、誘導される自動車を必要とする荷物の所有者等（以下「荷主」という。）と当該物品の輸送に関し誘導車を配置する契約を締結した者が使用する誘導車

ホ (略)

ヘ 第3第19号のトレーラ・ハウス（以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。）を運行させようとする者が使用する誘導車

ト (略)

(2) (略)

2 (略)

(1)～(9) (略)

(10) 誘導される自動車の特殊車両通行許可証の写し（誘導される自動車が第3第1号の自動車及び第3第19号のトレーラ・ハウスにあっては、幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5メートルを超えることが分かる書面でも良いものとする。）

(11) (略)

3 前1項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付すること。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の5号及び8号を添付すればよいものとする。

(1)～(8) (略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第14号の申請できる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

(1) 次に掲げる誘導車であって、次のイからトのいずれかに該当するもの。

イ 第3第1号の自動車（幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。以下「誘導される自動車」という。）の使用人と同一の者が使用する誘導車

ロ・ハ (略)

ニ 物品の輸送に関し、第3第1号の自動車（幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5メートルを超えるもの）を必要とする荷物の所有者等（以下「荷主」という。）と当該物品の輸送に関し誘導車を配置する契約を締結した者が使用する誘導車

ホ (略)

ヘ 第3第20号のトレーラ・ハウス（幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。）を運行させようとする者が使用する誘導車

ト (略)

(2) (略)

2 (略)

(1)～(9) (略)

(新設)

3 (略)

第21 行政処分等

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、申請者に対し緩和監査（法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問）を実施し、事実関係を確認したうえで、別途定める処分等要領に基づき、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。

2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車次各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第3第19号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合

(6) 第3第20号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

(7) 当該自動車のすべての緩和認定項目が基準内となった場合

(8) 使用者が変更となった場合（管理組織体制に変更の無いものを除く。）

4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用条項	項目	保安基準第5条第1項に規定する大臣が定める告示	1～11	12	13・14
			(略)	安全性優良事	(略)

(10) (略)

3 (略)

第21 行政処分等

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。

2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車次各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第3第20号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合

(6) 第3第21号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

(新設)

(新設)

4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用条項	項目	保安基準第5条第1項に規定する大臣が定める告示	1～11	12・13
			(略)	(略)

				業所認定証◎		
		保安基準等の 条項				
	長さ、 幅及び 高さ	(略)	(略)	(略)	二	(略)
	車両総 重量	(略)	(略)	(略)	二	(略)
		継続緩和（ 認定要領第 3第2号、 第3号及び 第5号の自 動車を除 く）	(略)	(略)	〇	(略)
		(略)	(略)	(略)	二	(略)
	軸重等	(略)	(略)	(略)	二	(略)
		継続緩和（ 認定要領第 3第2号、 第3号及び 第5号の自 動車を除 く）	(略)	(略)	〇	(略)
		(略)	(略)	(略)	二	(略)
	(略)					

		保安基準等の 条項			
	長さ、 幅及び 高さ	(略)	(略)	(略)	(略)
	車両総 重量	(略)	(略)	(略)	(略)
		継続緩和（認 定要領第3第 2号、第3号 及び第5号の 自動車を除 く）	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	軸重等	(略)	(略)	(略)	(略)
		継続緩和（認 定要領第3第 2号、第3号 及び第5号の 自動車を除 く）	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

【備考】

(1)～(8) (略)

(9) ◎は、安全性優良事業所認定を受け、認定要領第9第5項に基づき申請する場合に限る。

なお、安全性優良事業所認定証（写し）又は貨物自動車運送事業安全性評価事業評価結果通知書（写し）等、申請時において安全性優良事業所の認定を受けている事実が分かる書面をもって、代えることができる。

(10)～(18)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限（数字番号）
長さ(001) ～乗車定員(069)	(略)
その他の灯火等の制限（点滅する灯火等）	1～10 (略) 11 緑色の点滅灯火の点灯は、道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車を誘導している場合に限る。 12 誘導車として使用しなくなった場合には、すみやかに基準緩和の認定の取消を申請すること。 (削除) (削除) (削除) 13 誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。
その他の項目	(略)
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい	(略)

【備考】

(1)～(8) (略)

(新設)

(9)～(17)

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限（数字番号）
長さ(001) ～乗車定員(069)	(略)
その他の灯火等の制限（点滅する灯火等）	1～10 (略) 11 緑色の点滅灯火の点灯は、積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するトレーラであって、車両の構造等が幅3メートル以上又は連結時全長16.5メートルを超えるものを誘導している場合に限る。 12 基準緩和の認定を受けたトレーラを誘導しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消を申請すること。 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。
その他の項目	(略)
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい	(略)

自動車

第1号様式（第5関係）

第1号様式（第5関係）

基準緩和認定申請書	
地方運輸局長 殿	年 月 日
申請者の氏名又は名称 住 所	印
下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。	
記	
1 車名及び型式	
2 種別及び用途	
3 車体の形状	
4 自動車登録番号及び車台番号	
5 使用の本拠の位置	
6 構造又は使用の態様の特殊性	
7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容	
8 認定を必要とする理由	
9 省略する添付資料	

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第20号に規定する自動車については、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。
- (6) 一括緩和申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (7) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第4号様式（第9関係）

自動車

第1号様式（第5関係）

第1号様式（第5関係）

基準緩和認定申請書	
地方運輸局長 殿	年 月 日
申請者の氏名又は名称 住 所	印
下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。	
記	
1 車名及び型式	
2 種別及び用途	
3 車体の形状	
4 自動車登録番号及び車台番号	
5 使用の本拠の位置	
6 構造又は使用の態様の特殊性	
7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容	
8 認定を必要とする理由	
9 省略する添付資料	

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第21号に規定する自動車については、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。
- (6) 一括緩和申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (7) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第4号様式（第9関係）

第4号様式 (第9関係)

基準緩和認定申請書 (継続)	
地方運輸局長 殿	年 月 日
申請者の氏名又は名称 住 所	印
下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 - 車名及び型式 - 種別及び用途 - 車体の形状 - 自動車登録番号及び車台番号 - 使用の本拠の位置 - 初回の基準緩和認定 - 前回及び前々回の基準緩和認定 - 構造又は使用の態様の特殊性 - 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 - 認定を必要とする理由 - 変更事項の有無	

(日本工業規格A列4番)

備考

- 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者と する。
- 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- 初回、前回及び前々回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。ただし、安全性優良事業所認定を受けているとして申請を行う場合以外については、前々回の記載をしなくてもよい。

参考2 (別表第1関係)

第4号様式 (第9関係)

基準緩和認定申請書 (継続)	
地方運輸局長 殿	年 月 日
申請者の氏名又は名称 住 所	印
下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 - 車名及び型式 - 種別及び用途 - 車体の形状 - 自動車登録番号及び車台番号 - 使用の本拠の位置 - 初回の基準緩和認定 - 前回の基準緩和認定 - 構造又は使用の態様の特殊性 - 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 - 認定を必要とする理由 - 変更事項の有無	

(日本工業規格A列4番)

備考

- 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者と する。
- 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- 初回、前回及び前回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。

参考2 (別表第1関係)

参考 2 (別表第 1 関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 印
住 所

誓 約 書

弊社が する車名 、型式
車台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第
55 条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓
約します。

(個別緩和の場合)

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵
守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送法、道路交通法、道路法その他の関
係法令を厳守します。
- 3 1 に違反した場合 (当該自動車を相互に使用する場合を含む。)
は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て
は致しません。
4. 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(一括緩和の場合)

当該自動車の使用者に対し、基準緩和の認定の趣旨について周知
します。

(安全性優良事業所の場合)

本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定が失効又は返納し
た場合は、速やかに報告します。

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者
とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 下線部分には、個別緩和及び継続緩和にあっては「使用」と、一括緩
和にあっては「基準緩和の認定を申請」と記載する。
- (5) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (6) 車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。

参考 2 (別表第 1 関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 印
住 所

誓 約 書

弊社が する車名 、型式
車台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第
55 条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓
約します。

(個別緩和の場合)

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵
守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送法、道路交通法、道路法その他の関
係法令を厳守します。
- 3 1 に違反した場合 (当該自動車を相互に使用する場合を含む。)
は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て
は致しません。
4. 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(一括緩和の場合)

当該自動車の使用者に対し、基準緩和の認定の趣旨について周知
します。

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者
とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 下線部分には、個別緩和及び継続緩和にあっては「使用」と、一括緩
和にあっては「基準緩和の認定を申請」と記載する。
- (5) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (6) 車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。

附則 (平成 29 年 7 月 3 日 国自技第 48 号)

(適用時期)

1 この要領は、改正日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

(経過措置)

2 既に第9の継続緩和の認定を受けた自動車については、自動車検査証に記載された緩和の期限が平成29年7月3日以降のものにあつて継続緩和の認定を行う際は、第9第5項第1号に準ずる。